こんなときは第3号被保険者の届出が必要です

険や共済組合に加入している 方)に扶養されている20歳以上 60歳未満の配偶者は、第3号被 保険者として国民年金に加入す ることになります。この加入手 続きは第2号被保険者の勤務先 を経由して行います。また、こ のときの国民年金保険料は第2 号被保険者の加入している年金 制度が負担しますので、ご自分 で納める必要はありません。

第3号被保険者に該当したと きの届出以外にも、次のような 場合には届出が必要です。

第2号被保険者(厚生年金保 ■次に該当する場合は届出が必要です。

届け出が必要な場合	被保険者種別 (変更前→変更後)	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号 ↓ 第1号	住所地の 市町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金 や共済組合に加入したとき	第3号 ↓ 第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入している 年金制度が変わったとき 例)厚生年金→共済組合	第3号 → 第3号 ※種別は変わりません が届出は必要です	第2号被保険者 の勤務先
・本人の住所が変わったとき	_	第2号被保険者 の勤務先

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

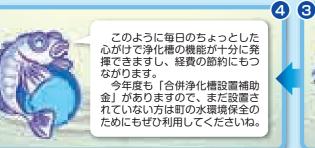
なるほど上下水道の飲むなりでは



★浄化槽の使用について★

こんにちは。ハリーちゃんです。 今回は合併浄化槽を設置した後、 使用する皆さんに気をつけていただ きたいことをお知らせします。

合併浄化槽は、し尿だけでなく台所 や風呂、洗濯などの生活雑排水も一緒 に処理する浄化槽です。そのため、さ まざまな性質の汚水を処理する能力が 要求されるので、家族の皆さんの 協力がとても大切です。 02



★水道·下水道加入推進中★



①台所では▶使った油は、流しなどに流さず、ゴミと一緒に出す。三角コーナー に細かいネットをかぶせる。②洗濯では ▶洗剤や漂白剤は適量をはかって使う。

③トイレでは▶トイレットペーパーを使 い、紙おむつ等は絶対に流さない。 などにご協力ください。

問い合わせ

町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

4 月の健診カレンダー

会場/美郷町保健センター(旧六郷保健センター) 問/町福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

内容	日 時	対 象	
4カ月児健診	4月28日(木) 受付/12:30~12:45	平成22年12月生まれ	
10カ月児健診	4月22日(金) 受付/12:45~13:00	平成22年 6 月生まれ	
1歳6カ月児健診	4月6日(水) 受付/12:30~13:00	平成21年8月~9月生まれ	
ポリオ予防接種	4月26日(火) 受付/12:30~13:15	1回目・2回目 平成22年9月30日までに生まれたお子さん	
母子手帳交付	毎週火曜日(祝祭日を除く) 受付/9:30~11:30 ※交付希望の方は事前に健康対策班にご連絡ください。		



★交流会の様子★

響きあい 共に育つ 「人づくり」

生涯学習団体交流会

町内のサークルや団体の学習交流会として、「院

展」に出かけたり、情報交換の場、研修の場を設けたりしています。

3月3日に、秋田県教育庁生涯学習課副主幹(兼)社会教育班長の皆 川雅仁さんを講師に迎え、「白神の山々と日本海が教えて くれたもの」と題して講演をしていただきました。講演で 皆川さんは、あきた白神体験センターでの経験に触れ、

「自分の立ち位置を知れば謙虚になる」「自分が楽しく学

んでいれば成果が得られ る」と参加者に語りました。 引き続き行われた地区ごと の情報交換では、サークル 活動を活発化するために、 「若い世代の加入を促進し

たり、展示・発表の機会を たくさん作った方がいい」 という声が聞かれました。

教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

......

情報交換の様子

出国祝田も夜7/時まで利用できます!

六郷出張所 (美郷町学友館)

住所 美郷町六郷字安楽寺122番地 ☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040 FAX 0187(84)3763

仙南出張所(美郷町公民館)

住所 美郷町飯詰字北中島37番地1 ☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280 FAX 0187(83)2451

出張所の業務時

4月の休業日

出張所の休業日

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、 12月29日から翌年1月3日

_18

旧町村の印鑑登録証をお持ちの方は 必ず新しい印鑑登録証に更新後おいでください 更新は平日に役場住民生活課で手続きをしてください

旧町村の印鑑登録証では印鑑証明書を発行することができませんのでご注意ください。 [手続きに必要なもの]・旧印鑑登録証・認印

次の届出は出張所では取り扱っておりません

関する届出

·転入届·転出届 ·転居届 ·世帯主変更届

出生届

·入籍届 ·離婚届

·転籍届 ·養子縁組届 等

役場住民生活課に届出してください。

役場住民生活課に届出してください。

※土日祝祭日または夜間にあたる場合は役場日直また は宿直に届出してください。

出張所ではこのような 業務を行っています

下記の証明書の発行

●戸籍関係証明書

(戸籍抄本・戸籍謄本など)

- ●住民票
- ●印鑑証明書 ●所得証明書
- ●課税証明書
- ●非課税証明書
- ●納税証明書
- ●軽自動車税納税証明書
- ●土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- ●外国人登録証明書
- ●身分証明書
- ●合併証明書

税や使用料の収納

●町税の収納

●町営住宅使用料の収納

●保育料の収納

●上下水道使用料の収納

その他

●死亡届·死産届の受理

●埋火葬に関する手続き

●町税や各種使用料の 納付書の再発行

●国民健康保険証等の再発行

●各課への文書等の取次ぎ

(33) 広報美郷 平成23年4月 平成23年4月 広報美郷 (32)